



茨城労働局発表
平成29年8月4日(金)

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
指導係長 渡邊 朋子
(電話) 029-277-8295 (8294)

茨城県内初！

「プラチナくるみん」と「えるぼし（第3段階…最高ランク）」のダブル認定 ～ 株式会社ケースホールディングス ～

【8月9日(水)、茨城労働局で認定通知書交付式を行います】

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、平成29年7月21日付けで県内2社目の次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」及び7月26日付けで県内5社目の女性活躍推進法に基づく「えるぼし（第3段階）」の双方について、株式会社ケースホールディングス（本社：水戸市、代表取締役社長 平本 忠）を認定しました。

優良な“子育てサポート”企業に対する「プラチナくるみん」と、女性活躍推進企業に対する「えるぼし」の最高ランク“第3段階”の双方の認定を行うのは、県内初めてとなります。

「プラチナくるみん」認定マーク



「えるぼし」認定マーク



●認定通知書交付式を、以下のとおり行いますので、ぜひ取材をお願いいたします。

- 日時 平成29年8月9日(水) 14:00～(約30分の予定)
- 会場 茨城労働局 局長室 (水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階)

1. 認定通知書交付式の流れ(懇談終了まで取材可能(撮影可))

- (1) 認定通知書交付式 茨城労働局長から代表取締役社長あて「認定通知書」を交付
- (2) 記念撮影
- (3) 懇談 ※懇談後、取材時間を設けます。

2. 取材の申込について

取材ご希望の際は、前日までに雇用環境・均等室 相談・指導部門 (TEL 029-277-8295) あて、ご連絡をお願いします。

認定企業の取組

株式会社ケースホールディングス

所在地 水戸市

業種 小売業（家庭電化製品の販売）

労働者数 4,441人（男性 2,834人／女性 1,607人）（平成29年3月末現在）

1. プラチナくるみん認定に係る取組状況



(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日

②目標及び結果

「プラチナくるみん」認定マーク

【目標1】計画期間内に配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得割合を13%以上とする

（結果）行動計画期間内における配偶者が出産した男性労働者数	169人
育児休業を取得した男性労働者数	24人
育児休業取得率	14.2%

【目標2】女性従業員を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援する取組をする

（結果）女性を対象とした研修で、出産・子育てを経験した女性先輩社員の経験談や仕事観を話してもらったり、ディスカッションの場を設けたことで意識が向上。育児休業からの復職率も100%となった。

(2) 特例認定基準（プラチナくるみん認定基準）に係る主な取組状況

①育児休業取得率

i) 男性（認定基準：13%以上）	14.2%
ii) 女性（認定基準：75%以上）	100%

②出産した女性の継続就業率（認定基準：90%以上） 100%

③労働時間等働き方

i) 各月ごと法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計が45時間未満
ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない

2. えるぼし認定に係る取組状況

採用状況、継続雇用の状況が男女同程度、管理職に登用された女性の割合が男性よりも高いなど、認定基準5つすべてクリア。



「えるぼし」認定マーク

(1) 【採用】男女別の採用における競争倍率

女性 10.43倍×0.8 < 男性 13.91倍

(2) 【継続雇用】男女別の平均勤続年数

女性 9.43年／男性 12.53年 = 0.75 ≥ 0.7

(3) 【労働時間等働き方】（上記1（2）③iに同じ）

各月ごと法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計が45時間未満

(4) 【管理職比率】課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合

男性 0.08／女性 0.11 = 1.38 > 0.8

(5) 【多様なキャリアコース】

①非正規から正社員への転換 2人

②女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 1人

「プラチナくるみん認定」

- すでに子育てサポート企業として「くるみん」認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率 13%等の、より高い水準の育児との両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。



「プラチナくるみん」
認定マーク

「プラチナくるみん認定」企業数

- 県内では2社・全国 136 社（全国については、平成 29 年6月末時点）

「えるぼし認定」

- 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。
- ①～⑤の評価項目について、満たした項目数により、取得できる認定段階(第1～3段階)が変わります。

①採用

男女別の採用における競争倍率が同程度か。【直近3か年度】

②継続就業

男女別の平均勤続年数について、女性が著しく低くないか。【所定の式で算出】

③労働時間等

性別役割分担意識とも密接な関係がある、長時間労働がないか。【所定の式で算出】

④管理職比率

産業ごとに定める管理職に占める女性の割合が、平均値以上か。【所定の式で算出】

⑤多様なキャリアコース

女性の非正社員から正社員への転換、女性のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換などの実績があるか。【直近3か年度】

- 以上について、満たした項目数が、
1～2項目 … 「第1段階」として認定
3～4項目 … 「第2段階」として認定
5項目全て … 「第3段階」として認定
となります。



「えるぼし」認定マーク

「えるぼし認定」企業数

- 県内では5社・全国 360 社（全国については、平成 29 年6月末現在）。

『認定』取得のメリットとは

- 『認定』を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告に付すことができ、認定企業であることを対外的に明らかにすることで、優秀な従業員の採用・定着等人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- 各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、認定企業などは加点評価されます。厚生労働省では、平成 28 年 10 月以降に開始されました。
- 「くるみん・プラチナくるみん」認定は、税制上の優遇制度（くるみん税制）があります。

(添付書類)

別紙 1	茨城労働局管内の「プラチナくるみん」「くるみん」認定企業一覧	4 頁
別紙 2	茨城労働局管内の「えるぼし」認定企業一覧	6 頁
別紙 3	「くるみん」「プラチナくるみん」認定基準	7 頁
別紙 4	女性活躍推進法に基づく認定制度	8 頁